

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人えねこやと称する。

(主たる事業所)

第2条 当法人は、主たる事業所を東京都調布市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、省エネ性能が高く、自然エネルギーを最大限活用して電力自立を目指す小屋「えねこや」を、半公共空間として地域に展開し、「エネルギー多消費型の暮らし」から「持続可能で豊かな省エネルギー型の暮らし」へと発想の転換を人々に促すこと、及び「えねこや」の利活用を通して、地域住民をつなぎ、災害に強い、エネルギー循環型の地域社会を推進することを目的として設立する。この目的のため、次の事業を行う。

- (1) 地域の空き家や既存住宅を「えねこや」に改修、あるいは新築するための、調査、研究、技術開発、及びその成果の提供
- (2) 「えねこや」の多様な利活用に関する立案と推進
- (3) 市民に向けた参加体験型イベントの企画と情報発信
- (4) 「えねこや」仕様に基づくコンサルティング
- (5) 自然共生・低炭素・循環型の持続可能な社会の推進に資する事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員（当法人の目的に賛同して入会した個人または団体）
- (2) 賛助会員（当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体）

（入会）

第6条 当法人の目的に賛同し、入会したものを会員とする。

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員が次の各号の1つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返却しないこととする。

（退会）

第9条 会員は任意に退会することができる。但し、1カ月以上前に当法人に対して予告することとする。

（除名）

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、第17条に定める会員総会の決議により、その会員を除名することができる。

（会員名簿）

第11条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(会員総会)

第12条 当法人の会員総会は、定時会員総会と臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

2 当法人の定時会員総会と臨時会員総会を、一般法人法上の定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第13条 会員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(開催地)

第14条 会員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。但し、書面投票または電子投票を認める場合は、会日より2週間前までに発する。

(定足数)

第16条 会員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第17条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 合併及び事業の全部または一部の譲渡
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権)

第18条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(代理)

第19条 会員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議長)

第20条 会員総会の議長は、会員総会に出席した正会員の中から選出する。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員)

第22条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は、当法人の会員の中から会員総会の決議によって選任する。但し、監事は、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任

期の残存期間と同一とする。

4 役員は、辞任または任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。但し、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(顧問)

第28条 当法人に、任意の機関として5名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会において選任する。

3 顧問は会員以外のものからも選任することができる。

4 顧問の任期は、第26条1項の規定を準用する。

5 顧問は、当法人の業務や運営に関する事項について、その専門的知識を用いて、意見を述べることができる。

6 顧問の解任については、第27条本文の理事の解任に関する規定を準用する。

(報酬等)

第29条 役員及び顧問の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、会員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除または限定)

第31条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。但し、監事の出席を妨げない。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の遂行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選任
- (5) 基金の募集
- (6) その他業務執行上重要な事項

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事に発する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件をみたした時は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第38条 当法人は、会員または第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第39条 基金の募集、割当て及び振込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時会員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号の事業報告の内容を定時会員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時会員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

2 第1項に掲げる書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第45条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(特別の利益の禁止)

第46条 当法人は、当法人の会員、役員、顧問、もしくは使用人、基金の拠出者またはこれらの親族等に、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者または特定の個人もしくは団体の利益を図る活動を行うものに対し、寄付その他の特別の利益を与えることができない。但し、公益社団法人または公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別の利益を与える場合を除く。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、会員総会の決議をもって、変更することができる。

(合併等)

第48条 当法人は、会員総会の決議をもって、他の一般社団法人または一般財団法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、会員総会の決議をもって、解散する。

(残余財産の処分)

第50条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、会員総会の決議をもって、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 付則

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第52条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	大村 哲夫
設立時理事	小峯 充史
設立時理事	菅野 千文
設立時理事	湯浅 剛
設立時代表理事	湯浅 剛
設立時監事	大西 信也

(設立時社員及び住所)

第53条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員1	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	大村 哲夫
設立時社員2	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	小峯 充史
設立時社員3	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	菅野 千文
設立時社員4	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	湯浅 剛
設立時社員5	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	大西 信也

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人えねこや設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年6月8日

設立時社員	大村 哲夫	印
設立時社員	小峯 充史	印
設立時社員	菅野 千文	印
設立時社員	湯浅 剛	印
設立時社員	大西 信也	印

